北九州市上下水道局請負工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、別に定めがあるもののほか、北九州市上下水道局工事施 行規程(昭和53年北九州市水道局管理規程第4号)第15条の規定に基づ き、工事成績の評定(以下「評定」という。)について、必要な事項を定め、 厳正かつ的確な評定の実施を図り、請負業者の適正な選定及び指導育成に資 することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として1件の請負金額が1000万円以上の請負 工事について行うものとする。ただし、工事監督課が特に優秀又は不良工事 等と認める場合は評定を行うことができる。また、特殊な技術を要する工事 及び緊急を要する工事については、評定を行わないことができる。

(評定の内容等)

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等の評価について行うものとし、評定の内容等については北九州市請負工事成績評定要領に準じるものとする。

付 則

この要領は、平成14年7月15日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年8月1日から施行する。